

行動規範

登録審査員は全員、以下の行動規範に合意し、これを遵守しなければなりません：

1. 審査員は、雇用契約を交わしている組織や正式に従事している組織（審査組織）に対し、またその直接管理下で実施している審査の被審査組織に対し、信頼性のある公平な態度で行動すること。
2. その組織に関する審査機能を実施する前に、審査を受ける組織と何らかの関係をもつ場合には、それを自分の雇用者に明らかにすること。
3. 審査を受ける組織から、その責任者から、又は他の利害関係をもつ人間からは、いかなる誘因や贈答品、手数料、割引、その他の利害となるものを受入れてはならない。また故意に責任のある者にそうさせてはならない。
4. 被審査者と審査組織の両者の書面による承認がない限り、自分が責任をもつ審査チーム、又は自分がその一員である審査チームの調査結果を一部たりとも公表してはならない。又は審査中に入手した情報を第三者に公表してはならない。
5. 審査組織の評判や利害関係に不利となるような行動をとらない。
6. IRCAの評判や利害関係、信用に不利となる行動をとらない。
7. この行動規範への違反があった場合には、正式な照会手順に協力すること。